

証券コード 2485
2025年12月1日

株主各位

名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
株式会社ティア
代表取締役社長 富安徳久

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tear.co.jp/company/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ティア）または証券コード（2485）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧情報／PR情報」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号

ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム

3. 目的 事項

報告事項

1. 第29期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役8名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

事業報告「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類「連結注記表」、計算書類「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにて掲載させていただきます。

【当日ご出席いただく株主様へ】

1. 当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

2. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）

3. 下記の当社ウェブサイトにて報告事項や対処すべき課題の報告の動画を事前に配信いたします。（アドレス <https://www.tear.co.jp/company/>）

なお、配信期間は2025年12月16日（火曜日）からとさせていただきます。

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解の程よろしくお願ひ申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



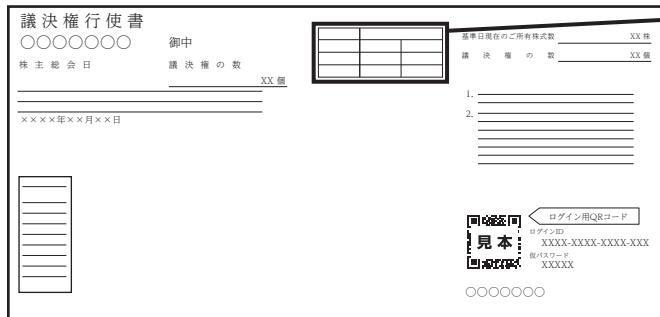
インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

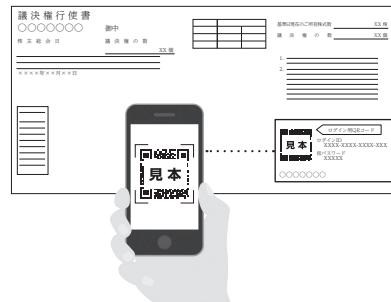
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



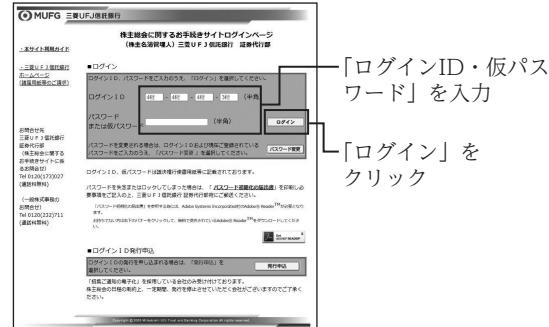
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議 案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 数
1	とみ やす のり ひさ 富 安 德 久 (1960年7月5日生)	<p>1994年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社</p> <p>1997年7月 当社設立 代表取締役社長</p> <p>2022年10月 当社代表取締役社長 DX・SXデザイン事業本部管掌</p> <p>2023年10月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社八光殿 取締役CEO（現任） 株式会社東海典礼 取締役CEO（現任）</p> <p>2025年7月 株式会社メモリアジャパン（現 株式会社ティア北海道）取締役CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社八光殿 取締役CEO 株式会社東海典礼 取締役CEO 株式会社ティア北海道 取締役CEO</p>	1,016,600株
取締役候補者とした理由			富安徳久氏は、当社代表取締役社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験・知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	岡留昌吉 (1961年3月20日生)	<p>1982年3月 有限会社名古屋丸八互助会入社</p> <p>2004年5月 有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長</p> <p>2005年10月 当社入社葬祭推進本部長</p> <p>2006年7月 当社執行役員フランチャイズ事業本部長</p> <p>2007年12月 当社取締役葬祭推進本部長</p> <p>2011年12月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長</p> <p>2014年10月 当社専務取締役人財・事業開発本部長</p> <p>2017年5月 株式会社愛共(現 株式会社ティアサービス) 代表取締役社長</p> <p>2018年10月 当社取締役副社長 人財・事業開発本部長</p> <p>2022年12月 当社取締役副社長 葬祭事業本部長</p> <p>2023年5月 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社八光殿 取締役副会長（現任） 株式会社東海典礼 取締役副会長（現任） 株式会社セレモニーホール八尾 取締役（現任）</p> <p>2024年10月 当社取締役副社長 葬祭事業本部長 兼未来開発事業本部管掌（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長 株式会社八光殿 取締役副会長 株式会社東海典礼 取締役副会長 株式会社セレモニーホール八尾 取締役</p>	85,100株
取締役候補者とした理由 岡留昌吉氏は、葬祭事業分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において葬祭事業の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 所当社株式 の数
3	辻 耕平 (1972年3月31日生)	<p>1990年4月 株式会社サガミチェーン（現 株式会社サガミホールディングス）入社</p> <p>2007年1月 同社 社長室長</p> <p>2011年4月 当社入社</p> <p>2011年10月 当社執行役員経営企画室長</p> <p>2013年12月 当社取締役経営企画室長</p> <p>2014年10月 当社常務取締役経営企画室長</p> <p>2018年10月 当社専務取締役経営企画室長兼管理本部管掌</p> <p>2022年10月 当社専務取締役経営企画本部長兼管理本部管掌（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社八光殿 取締役（現任） 株式会社東海典礼 取締役（現任） 株式会社セレモニーホール八尾 取締役（現任）</p> <p>2025年7月 株式会社メモリアジャパン（現 株式会社ティア北海道）取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役 株式会社セレモニーホール八尾 取締役 株式会社ティア北海道 取締役</p>	28,700株
取締役候補者とした理由			辻耕平氏は、経営企画および管理部門において豊富な知識と経験を有しており、当社において経営企画部門および管理部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	眞邊健吾 (1974年7月12日生)	<p>1993年4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>2007年11月 当社入社</p> <p>2010年1月 当社人財開発部長代理</p> <p>2014年10月 当社執行役員フランチャイズ事業本部付部長</p> <p>2015年12月 当社取締役フランチャイズ事業本部長</p> <p>2018年10月 当社常務取締役フランチャイズ事業本部長</p> <p>2021年10月 当社専務取締役フランチャイズ事業本部長</p> <p>2023年10月 当社専務取締役人財開発本部長兼ESG戦略本部長兼フランチャイズ事業本部管掌</p> <p>2023年11月 株式会社八光殿 取締役（現任）</p> <p>株式会社東海典礼 取締役（現任）</p> <p>2024年10月 当社専務取締役関東葬祭事業本部長 兼人財開発本部長兼ESG本部長 兼フランチャイズ事業本部管掌</p> <p>2025年10月 当社専務取締役関東葬祭事業本部長 兼人財開発本部長兼フランチャイズ事業本部 管掌（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社八光殿 取締役</p> <p>株式会社東海典礼 取締役</p>	33,100株
取締役候補者とした理由			眞邊健吾氏は、人財開発およびフランチャイズ事業の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において人財開発部門、フランチャイズ事業部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 所当株式 の数
5	山本克己 (1964年4月22日生)	<p>2003年5月 株式会社ファブリカコミュニケーションズ入社 経理部長</p> <p>2007年4月 株式会社アイ・シー・アール入社 管理本部長</p> <p>2009年3月 当社入社 経理課長</p> <p>2009年7月 当社執行役員 管理本部長</p> <p>2009年12月 当社取締役 管理本部長</p> <p>2017年5月 株式会社愛共（現 株式会社ティアサービス）監査役（現任）</p> <p>2017年10月 当社取締役 財務本部長</p> <p>2023年11月 株式会社八光殿 監査役（現任） 株式会社東海典礼 監査役（現任）</p> <p>2024年10月 当社常務取締役 財務本部長（現任）</p> <p>2025年7月 株式会社メモリアジャパン（現 株式会社ティア北海道）監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ティアサービス 監査役 株式会社八光殿 監査役 株式会社東海典礼 監査役 株式会社ティア北海道 監査役</p>	23,100株
取締役候補者とした理由 山本克己氏は、経営管理の分野で豊富な知識と経験を有しており、当社において財務部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることに加え、財務の専門的な知識を有しているため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	藤井智規 (1977年6月7日生)	2000年4月 株式会社ユーハイム入社 2011年2月 当社入社 2017年5月 株式会社愛共（現 株式会社ティアサービス） 取締役 2017年10月 当社商品開発部長 2019年10月 当社執行役員人財・事業開発本部付部長 兼商品開発部長 2020年10月 株式会社ティアサービス常務取締役 2022年12月 当社取締役事業開発本部長 2023年5月 株式会社ティアサービス専務取締役（現任） 2024年10月 当社取締役マーチャンダイジング推進本部長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティアサービス 専務取締役	13,700株
取締役候補者とした理由 藤井智規氏は、マーチャンダイジングおよびサステナビリティの分野で豊富な知識と経験を有しており、当社においてマーチャンダイジング部門およびサステナビリティ部門の取締役・本部長ならびに子会社の役員として貢献してきた実績を持ち、職責を十分に果たしているため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 所当株式の 数
7	小木曾正人 (1975年5月11日生)	<p>1999年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所</p> <p>2003年6月 公認会計士登録</p> <p>2012年12月 小木曾公認会計士事務所設立 所長（現任）</p> <p>2013年1月 税理士登録</p> <p>2014年5月 株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年4月 株式会社グッドライフOS（現 株式会社MJE）社外取締役（現任）</p> <p>2015年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>小木曾公認会計士事務所 所長</p> <p>株式会社トレジャリンク 代表取締役社長</p> <p>株式会社MJE 社外取締役</p>	5,600株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
		小木曾正人氏は、公認会計士・税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当該専門知識や経験を活かし、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るべく積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。	
8	稻生浩子 (1962年6月13日生)	<p>1996年4月 横口繁男税理士事務所入所</p> <p>1998年5月 税理士登録</p> <p>1999年1月 稲生浩子税理士事務所設立 所長（現任）</p> <p>2005年12月 当社社外監査役</p> <p>2022年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>稻生浩子税理士事務所 所長</p>	19,400株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
		稻生浩子氏は、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、その専門的な知識と経験に基づき、独立社外取締役の立場から業務執行に対する一層の監督機能の強化を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小木曾正人氏、稻生浩子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、小木曾正人氏および稻生浩子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、小木曾正人氏および稻生浩子氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、当社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、小木曾正人氏および稻生浩子氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準の企業収益による設備投資の増加や、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移する個人消費等により、緩やかに回復しております。また、先行きに対しましては、米国の関税政策に起因した、世界経済の減速懸念や国際金融市場の動向、企業の賃金・価格設定行動等、不確実性が高い状況が続くものと予想されております。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されておりますが、核家族化や葬祭規模の縮小等により、葬儀単価の減少傾向が続いております。また、直近の業界環境といたしましては、前年同期と比較して葬儀件数、売上高共に増加しております。

かかる環境下、当社グループは顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。また、M&Aによるグループ化を重要な戦略と位置づけており、2023年11月20日付で葬儀会館を運営する「株式会社八光殿」「株式会社東海典礼」、2025年7月1日付で北海道札幌市を中心に葬儀会館を3店舗運営する「株式会社メモリアジャパン」及び関係会社(現在、ティア北海道に社名変更)をそれぞれ子会社化いたしました。

当連結会計年度におきましては、「新生ティアグループ」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し4項目のテーマを設け8つの戦略を推進しております。

新規出店の状況につきましては、直営は愛知県下に4店舗、埼玉県下に1店舗を開設し、八光殿が大阪府下に3店舗、東海典礼が静岡県下に2店舗を開設いたしました。フランチャイズでは、富山県下・神奈川県下にそれぞれ3店舗、愛知県下に1店舗を開設する一方、「葬儀相談サロン堺東」「ティア一宮東」「ティア土浦北」を閉鎖いたしました。これにより当社グループによる会館数は合計219店舗(直営96店舗、フランチャイズ74店舗、八光殿21店舗、東海典礼25店舗、ティア北海道3店舗)となりました。

売上高におきましては、八光殿及び東海典礼の通年寄与による増収効果に加え、新たに開設した会館の稼働により葬儀売上高は増収となりました。さらに不動産関連・アフターサポー

ト・霊園事業等のサービスを担うトータル・ライフ・デザイン領域も順調に拡大いたしました。

売上原価におきましては、商品原価率・労務費率・固定費率がそれぞれ上昇し、経費面では、前期に計上したM&Aにかかる一時的な費用等が減額となったものの、営業促進実施に伴う広告宣伝費、のれん償却費の通年計上、八光殿及び東海典礼の通年寄与に伴う経費等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は215億63百万円（前期比14.5%増）となり、売上原価率は前期と比べ1.7ポイント上昇し、販売費及び一般管理費は前期比8.5%増となりました。これにより、営業利益は16億43百万円（同14.3%増）、経常利益は15億76百万円（同26.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失1億79百万円を計上したこともあり8億91百万円（同18.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

葬祭事業におきましては、直営では「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等に取り組んでまいりました。直営の葬儀件数におきましては、既存店は前期実績と同水準となったものの、新たに開設した会館の稼働により、前期比3.0%増の15,889件となりました。葬儀単価におきましては、祭壇売上の単価は低下したものの、葬儀付帯品・供花売上の単価がそれぞれ上昇し、前期比0.6%増となりました。また、八光殿及び関連ブランドの葬儀件数は2,285件となり、東海典礼及び関連ブランドの葬儀件数は1,599件となりました。

この結果、葬祭事業の葬儀件数は前期比8.0%増の19,773件、葬儀単価は3.3%増となり、売上高は198億65百万円（同12.0%増）、営業利益は売上高の増収効果はあったものの売上原価率が上昇し、32億91百万円（同0.1%減）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、FC会館が前期と比べ4店舗増加したことによりロイヤリティ売上等が増加したものの、前期に開設したFC会館への物品販売の反動減により、売上高は前期並みの5億60百万円、営業利益は商品原価率の負担割合が低下し、94百万円（同19.3%増）となりました。

その他事業は、不動産事業、リユース事業等で構成されております。不動産事業につきましては、葬儀社として事業活動をしていくなか、ご遺族から不動産の相続、売却等の相談を多数受けてまいりました。このようなニーズに対応するため、不動産の買取、販売を行っております。

リユース事業におきましては、中古品の宝石・貴金属、時計、バック等の買取・仕入・販売を手掛ける「リサイクルマートアリオ八尾店」「リサイクルマート松原店」「かんてい局 じ

「やんばスクエア香芝店」を運営しております。

この結果、その他事業の売上高は11億36百万円、営業利益は1億28百万円となりました。

セグメントの名称	売上高
葬祭事業	19,865 <small>百万円</small>
フランチャイズ事業	560
その他	1,136
合計	21,563

(注) 金額は販売価格によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13億48百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

(注. 前連結会計期間に計上した建設仮勘定を含む。)

株式会社ティア		
家族葬ホール	ティア春日部緑町 新築工事	79百万円
家族葬ホール	ティア三重川越 新築工事	62百万円
家族葬ホール	ティア守山吉根 新築工事	55百万円
家族葬ホール	ティア小田井 新築工事	52百万円
家族葬ホール	ティア神の倉 新築工事	50百万円
家族葬ホール	ティア日進香久山 新築工事	46百万円
葬儀会館	ティア豊橋南 改修工事	1億10百万円
葬儀会館	ティア松葉公園 改修工事	52百万円
葬儀会館	ティア春日井 改修工事	33百万円
基幹システム改修		2億64百万円
株式会社八光殿		
家族葬会館	八光殿 東大阪鷹殿 新築工事	1億10百万円
家族葬会館	八光殿 松原天美東 新築工事	81百万円
家族葬ホール	ティア門真島頭 新築工事	77百万円
株式会社東海典礼		
家族葬ホール	ティア湖西新所原 新築工事	58百万円
家族葬ホール	ティア磐田見付 新築工事	52百万円
葬儀会館	ティア磐田竜洋 改修工事	69百万円
ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充		
株式会社ティア		
葬儀会館	ティア笠寺 移転工事	2億5百万円
家族葬ホール	ティア千音寺 新築工事	33百万円
株式会社東海典礼		
家族葬ホール	ティア豊川みと 新築工事	24百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、株式会社メモリアジャパン、株式会社メモリアホール西野山の手の株式取得及び運転資金、設備資金に充当するため、金融機関から短期借入金13億60百万円、長期借入金7億22百万円、社債2億円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

区分	第26期 (2022年9月期)	第27期 (2023年9月期)	第28期 (2024年9月期)	第29期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(百万円)	13,283	14,068	18,839	21,563
経常利益(百万円)	1,048	1,132	1,243	1,576
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	568	789	752	891
1株当たり当期純利益(円)	25.37	35.14	33.44	39.62
総資産(百万円)	14,166	15,376	27,326	27,868
純資産(百万円)	7,501	7,879	8,186	8,603
1株当たり純資産額(円)	334.80	350.26	363.75	382.32

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティアサービス	17百万円	100.0%	湯灌サービス事業、生花販売事業 生活関連事業
株式会社八光殿	10百万円	100.0%	葬祭業、リユース事業
株式会社セレモニーホール八尾	9百万円	100.0% (注) 3	葬祭業
株式会社東海典礼	10百万円	100.0%	葬祭業
株式会社メモリアジャパン (注) 1.2	10百万円	100.0%	葬祭業
株式会社メモリアホール西野山の手 (注) 1.2	3百万円	100.0%	葬祭業

(注) 1. 株式取得により当連結会計年度から株式会社メモリアジャパン及び株式会社メモリアホール西野山の手を連結の範囲に含めております。

- 株式会社メモリアジャパンは2025年10月1日付で株式会社ティア北海道へ社名変更しております。また、株式会社ティア北海道を存続会社として株式会社メモリアホール西野山の手を吸収合併しております。
- 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは直営・フランチャイズ・M&A・企業グループで全国展開を目指すべく、これまでの重点施策及びティアグループによる中長期の出店方針に加え、「外部環境・内部体制における課題認識と対応した施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により、強い組織集団の実現」「トータル・ライフ・デザイン事業の創出」「倫理コンプライアンス体制を高める施策」を推進していかなければなりません。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといったしましては、「新生ティアグループ」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し以下の4項目のテーマを推進してまいります。

① ティアグループによる計画的な出店と既存エリアにおける営業促進の拡充

東海地区におきましては、直営及び東海典礼による積極的な出店を推進すると共に、既存会館の改修及び安置施設の拡張を推進してまいります。関西地区につきましては、八光殿による出店継続と北河内エリアでのドミナント戦略を再構築し、強固な基盤を築いてまいります。また、関東地区では、出店継続と経営資源の最適化を図り、北海道地区では、新規出店を推進する体制を整備すると共に、札幌市内での認知度の向上に努めてまいります。

フランチャイズにおきましては、様々な出店ニーズに対応し、新規・既存加盟社の計画的な出店を推進してまいります。また、FC会館の展開エリアも広範囲となることから、機動的な業務支援体制等、FC本部体制を強化し新規会館の早期収益化及び既存会館の持続的な成長を推進してまいります。

② トータル・ライフ・デザイン領域の拡大及びグループ間連携の強化

葬儀と親和性の高い周辺サービスをトータル・ライフ・デザイン領域と位置づけ、未来開発事業本部による事業化を推進し、「ティアの会」会員及び提携団体の顧客生涯価値を追求してまいります。また、八光殿ではリユース事業における葬祭事業と親和性の拡張、東海典礼では葬儀付帯サービスの拡大等を推進してまいります。

総合的なマーチャンダイジングにおきましては、多様化する葬儀ニーズに対応した商品開発及びサービス利用時のユーザビリティ向上などを推進してまいります。また、葬儀付帯業務の内製化を拡充させると共に、ティアサービス、八光殿及び東海典礼の強みを活かしたグループ間での連携を強化してまいります。さらに、東海地区では当社の物流を担うティア・ロジスティック・センターの機能拡大、関西地区ではティアグループとして物流体制を構築してまいります。

③ 計画に則した人材確保・育成とエンゲージメントの向上

事業戦略を推進するうえで、人材の確保と育成、働く環境の整備を重点項目と位置づけております。人材の確保につきましては、多様化する採用環境に対応した施策を積極的に推進し、人材育成では人材教育機関「ティアアカデミー」が、P D C Aサイクルに則った教育を手掛けまいります。また、当社の教育カリキュラムを八光殿・東海典礼に展開することで、ティアグループとして営業力の底上げを図ってまいります。

さらに、人事制度のモニタリング、業務オペレーションや勤務体系の見直し等を検討するプロジェクトチームを設置し、働く環境の更なる充実に努めてまいります。

④ 上場会社グループとしての体制構築と潜在的なM&Aニーズの掘り起こし

八光殿及び東海典礼、ティア北海道に対し、上場会社グループとしてのガバナンス体制を整備すると共に、全社で統一したK P Iを設定し、効率的かつ効果的な営業施策を推進してまいります。また、ティアグループとして資本市場から適正に評価されるべく積極的なP R・I R活動を継続するのに加え、当社のことをより深く理解してもらえる新しいコミュニケーション・プラットフォームを構築してまいります。

さらに、基幹システムのリプレースにより、業務効率化・データ連携の強化を図ると共に、ティアグループとしてシステム統合に向けた体制を整備してまいります。I C Tにおける脅威への対応では、セキュリティに対する従業員の意識の向上を図ってまいります。

M&Aにつきましては、業界環境が変化するなか事業の統廃合が活発化しております。当社グループとしましても業界再編に乗り遅れることなく能動的な情報収集に努め、適正な判断のもとM&Aの実行を目指してまいります。また、当社の理念に共感する企業との関係性構築にも積極的に取り組み、広義のティアグループとして葬儀業界への影響力を拡大させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 祭 事 業	葬儀施行全般ならびに忌明け法要および年忌法要の請負、返礼品や仏壇・墓石の販売など葬儀終了後に行うアフターフォローサービス
フランチャイズ事業	葬儀事業に関するフランチャイズ事業
そ の 他	不動産事業、リユース事業等

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

地 域 別	都 道 府 県 別	店 舗 数
関 東 地 区	東 京 都	4
	千 葉 県	2
	埼 玉 県	5
中 部 地 区	愛 知 県	72
	三 重 県	8
関 西 地 区	大 阪 府	5

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
葬 祭 事 業	715(114)名	51名増(2名増)
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	13(-)	1名減(-)
そ の 他 事 業	21(2)	3名増(-)
全 社 (共 通)	222(5)	19名増(3名増)
合 計	971(121)	72名増(5名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
627(98)名	27名増(1名減)	39.9歳	7.5年

- (注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	8,035百万円
株式会社三十三銀行	1,944
株式会社みずほ銀行	574

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするものであります。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要な方針としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、2024年11月14日に公表いたしました配当予想のとおり、普通配当10円（支払開始日は2025年12月2日）とし、中間配当金を含む年間配当金を20円とさせていただきました。

次期事業年度の剰余金の配当につきましては、2026年9月期連結業績予想を勘案し、中間配当金10円、期末配当金13円（普通配当10円、創業30周年記念配当3円）の合計23円とする予定であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 72,800,000株

(2) 発行済株式の総数 22,510,100株

(3) 株主数 18,168名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	所 有 持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 夢 現			7,792,000株	34.62%
富 安 德 久			1,016,600株	4.51%
テ イ ア 社 員 持 株 会			480,200株	2.13%
深 谷 志 郎			264,000株	1.17%
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T			242,800株	1.07%
株 式 会 社 S B I 証 券			219,273株	0.97%
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH-PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT			194,400株	0.86%
小 川 宗 則			190,200株	0.84%
花 重 美 装 株 式 会 社			183,200株	0.81%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)			145,188株	0.64%

(注) 持株比率は自己株式 (7,758株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	富 安 徳 久	株式会社八光殿 取締役CEO 株式会社東海典礼 取締役CEO 株式会社メモリアジャパン 取締役CEO
取締役副社長	岡 留 昌 吉	葬祭事業本部長兼未来開発事業本部管掌 株式会社ティアサービス 代表取締役会長兼社長 株式会社八光殿 取締役副会長 株式会社東海典礼 取締役副会長 株式会社セレモニーホール八尾 取締役
専務取締役	辻 耕 平	経営企画本部長兼管理本部管掌 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役 株式会社セレモニーホール八尾 取締役 株式会社メモリアジャパン 取締役
専務取締役	眞 邇 健 吾	関東葬祭事業本部長兼人財開発本部長 兼ESG本部長兼フランチャイズ事業本部管掌 株式会社八光殿 取締役 株式会社東海典礼 取締役
常務取締役	山 本 克 己	財務本部長 株式会社ティアサービス 監査役 株式会社八光殿 監査役 株式会社東海典礼 監査役 株式会社メモリアジャパン 監査役
取締役	藤 井 智 規	マーチャンダイジング推進本部長 株式会社ティアサービス 専務取締役
取締役	小 木 曽 正 人	小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャーリング 代表取締役社長 株式会社MJE 社外取締役
取締役	稻 生 浩 子	稻生浩子税理士事務所 所長
常勤監査役	後 藤 光 雄	
監査役	佐 藤 邦 夫	大豊工業株式会社 社外取締役 株式会社オートウェーブ 社外監査役
監査役	矢 野 直	矢野公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役小木曾正人氏および稻生浩子氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役後藤光雄氏、監査役佐藤邦夫氏および監査役矢野直氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役小木曾正人氏、取締役稻生浩子氏、常勤監査役後藤光雄氏、監査役佐藤邦夫氏および監査役矢野直氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両

取引所に届け出ております。

4. 株式会社メモリアジャパンは、2025年10月1日付で株式会社ティア北海道へ社名変更いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

2024年12月20日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤大介氏は辞任により退任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議内容

2010年12月21日開催の第14回定時株主総会において、各事業年度の取締役の報酬限度額は年額1,000百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いたしました。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は5名、監査役は3名であります。

また、2017年12月22日開催の第21回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することが決議されました。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社が、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役（決議日時点の員数8名）に対して年額4,000万円以内（うち社外取締役分は年額350万円以内）、当社の監査役（決議日時点の員数3名）に対して年額500万円以内（うち社外監査役分は年額350万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつきましても、決議されております。

b. 役員の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬決定方針と手続につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会からの諮問に対する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。監査役の報酬決定方針につきましては株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することとしており、手続につきましては、その範囲内で各監査役の協議により決定しております。

c. 役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び報酬体系

各取締役及び監査役の報酬等の額に関する考え方及び報酬体系としましては、i. 役位及び担当職務に応じて決定する「基本報酬（金銭）」、ii. 当該事業年度の業績予想の達成状況に応じて決定する「賞与（金銭）」、iii. 中長期的なインセンティブを与えると共に、株

主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬（株式）」により構成されております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度における「役員の基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容（2024年9月11日）」につきましては指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議しております。また、監査役の基本報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	264 (14)	259 (14)	— (—)	4 (0)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (19)	20 (18)	— (—)	0 (0)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	285 (34)	279 (33)	— (—)	5 (0)	12 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。

③ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定過程

a. 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

各取締役の報酬決定の権限は取締役会が有しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、報酬決定に際しましては取締役会からの諮問に対して答申を行う、指名・報酬諮問委員会を2019年9月11日に設置しております。

各取締役の「基本報酬決定の方針、並びに個人別の基本報酬の内容」「役員期末賞与個別支給額」「譲渡制限付株式報酬の個人別の割当て株式数」については必要に応じて指名・報酬諮問委員会を開催し、同日開催の取締役会が答申を受けたうえで決議いたします。

b. 指名・報酬諮問委員会の目的・構成・委任する権限等

代表取締役・取締役・監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客觀性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成され、その過半数を、社外取締役としております。代表取締役社長、社外取締役2名の合計3名で構成されております。

当委員会は、取締役会から諮問を受けた「取締役、監査役及び執行役員の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「代表取締役、役付取締役の選解任の方針、基準、選解任に関する事項」「取締役及び執行役員の報酬決定の方針、個人別の報酬等に関する事項」等を審議し、取締役会への答申を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役は5百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員等責任賠償保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、当社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小木曾正人氏は、小木曾公認会計士事務所の所長、株式会社トレジャリンクの代表取締役社長および株式会社MJEの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役稻生浩子氏は、稻生浩子税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐藤邦夫氏は、大豊工業株式会社の社外取締役および株式会社オートウェーブの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役矢野直氏は、矢野公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小木曾 正人	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
稻生浩子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
後藤光雄	常勤 社外監査役	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。長年にわたる監査役としての経験から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
佐藤邦夫	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役としての豊富な経験と専門知識を有しており、この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図っております。
矢野直	社外監査役	2024年12月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、この経験を活かして独立性と実効性を高めた監査機能の強化を図っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 繼続監査期間

第8期（自 2004年6月1日 至 2004年9月30日）より、当該監査法人と契約を締結し、当該監査を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	73 <small>百万円</small>
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記の内、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として25百万円を支払っております。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部      |        | 負債の部          |        |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 流動資産      | 6,047  | 流動負債          | 6,106  |
| 現金及び預金    | 4,541  | 買掛金           | 453    |
| 売掛金及び契約資産 | 984    | 短期借入金         | 292    |
| 商品        | 112    | 1年内償還予定の社債    | 71     |
| 貯蔵品       | 78     | 1年内返済予定の長期借入金 | 954    |
| その他の      | 346    | リース債務         | 37     |
| 貸倒引当金     | △15    | 未払法人税等債務      | 895    |
| 固定資産      | 21,821 | 未払法人税等債務      | 361    |
| 有形固定資産    | 13,081 | 契約負債          | 2,166  |
| 建物及び構築物   | 10,141 | 賞与引当金         | 383    |
| 土地        | 2,085  | 資産除去債務        | 36     |
| リース資産     | 265    | その他の          | 453    |
| 建設仮勘定     | 292    | 固定負債          | 13,158 |
| その他の      | 296    | 社員借入債         | 405    |
| 無形固定資産    | 6,806  | 長期借入金         | 10,301 |
| のれん       | 5,462  | リース債務         | 257    |
| 顧客関連資産    | 1,046  | 繰延税金負債        | 246    |
| その他の      | 297    | 役員退職慰労引当金     | 2      |
| 投資その他の資産  | 1,933  | 退職給付に係る負債     | 64     |
| 繰延税金資産    | 596    | 資産除去債務        | 1,839  |
| 差入保証金     | 1,133  | その他の          | 40     |
| その他の      | 208    | 負債合計          | 19,265 |
| 貸倒引当金     | △4     | 純資産の部         |        |
| 資産合計      | 27,868 | 株主資本          | 8,627  |
|           |        | 資本剰余金         | 1,895  |
|           |        | 利益剰余金         | 1,528  |
|           |        | 自己株式          | 5,205  |
|           |        | その他の包括利益累計額   | △2     |
|           |        | その他有価証券評価差額金  | △24    |
|           |        | 繰延ヘッジ損益       | 0      |
|           |        | 純資産合計         | 8,603  |
|           |        | 負債純資産合計       | 27,868 |

# 連結損益計算書

( 2024年10月1日から )  
 ( 2025年9月30日まで )

(単位:百万円)

| 科 目             | 金    | 額      |
|-----------------|------|--------|
| 売上原価            |      | 21,563 |
| 売上総利益           |      | 13,408 |
| 販売費及び一般管理費      |      | 8,154  |
| 営業利益            |      | 6,511  |
| 営業外収益           |      | 1,643  |
| 受取利息            | 5    |        |
| 受取保険金           | 62   |        |
| 受取家賃            | 35   |        |
| その他の            | 44   | 148    |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 178  |        |
| その他の            | 38   | 216    |
| 経常利益            |      | 1,576  |
| 特別利益            |      |        |
| 固定資産売却益         | 2    | 2      |
| 特別損失            |      |        |
| 減損損失            | 179  | 179    |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 1,399  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 651  |        |
| 法人税等調整額         | △143 | 507    |
| 当期純利益           |      | 891    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 891    |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024年10月1日から )  
 ( 2025年9月30日まで )

(単位：百万円)

|                          | 株主資本  |       |       |      |        |
|--------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                          | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2024年10月1日期首残高           | 1,895 | 1,528 | 4,764 | △2   | 8,185  |
| 当連結会計年度変動額               |       |       |       |      |        |
| 剰余金の配当                   |       |       | △450  |      | △450   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |       |       | 891   |      | 891    |
| 自己株式の取得                  |       |       |       | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |       |       |       |      |        |
| 当連結会計年度変動額合計             | —     | —     | 441   | △0   | 441    |
| 2025年9月30日期末残高           | 1,895 | 1,528 | 5,205 | △2   | 8,627  |

|                          | その他の包括利益累計額  |         |               | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|---------|---------------|-------|
|                          | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の包括利益累計額合計 |       |
| 2024年10月1日期首残高           | 0            | —       | 0             | 8,186 |
| 当連結会計年度変動額               |              |         |               |       |
| 剰余金の配当                   |              |         |               | △450  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |              |         |               | 891   |
| 自己株式の取得                  |              |         |               | △0    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 0            | △24     | △24           | △24   |
| 当連結会計年度変動額合計             | 0            | △24     | △24           | 417   |
| 2025年9月30日期末残高           | 0            | △24     | △24           | 8,603 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月11日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 部 | 彰 彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 | 由 寛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティアの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月11日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 部 | 彰 彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 | 由 寛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティアの2024年10月1日から2025年9月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用並びに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役の監査活動の結果については、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の社員等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
  - ① 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や主要会議の議事録を閲覧し、本社及び支社、事業部、会館等において業務及び財産の状況を調査致し、代表取締役と定期的に意見交換致しました。また、子会社については子会社取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業並びに経営管理の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、内部監査室と毎月定期的に会合を設け、内部監査計画及び監査実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の

遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し中間期及び期末検証致しました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、名古屋市内の当社会館での出棺時のご遺体を取り違える過失事故の件に関しては、再発防止対策のデジタル管理を含め一層の管理強化の取組を確認しており、引き続き監視検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月12日

株式会社ティア 監査役会

常勤社外監査役

後藤光雄 印

社外監査役

佐藤邦夫 印

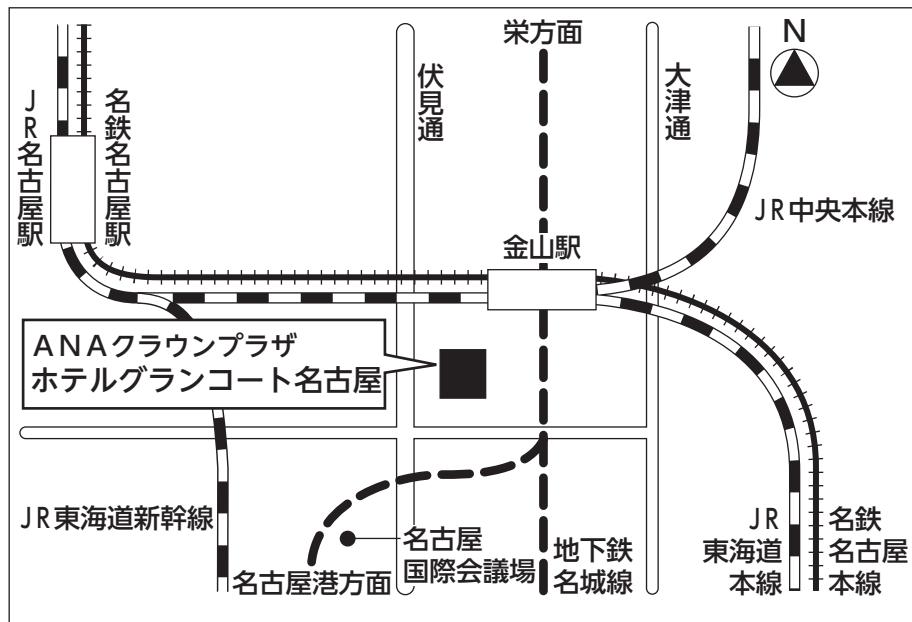
社外監査役

矢野直 印

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋  
5階 ローズルーム  
電話 052-683-4111 (代)



### 交通のご案内

- ・JR・名鉄・地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
- ・名古屋駅（JR・名鉄）より金山駅まで電車で約5分
- ・栄駅（地下鉄）より金山駅まで電車で約10分

### お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

